

国立大学法人和歌山大学教職員育児休業等細則

制 定 平成16年 4月 1日
法人和歌山大学規程第 32 号
最終改正 令和 7年 3月28日

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、国立大学法人和歌山大学教職員勤務時間及び休暇等規程（以下「勤務時間等規程」という。）第22条に基づき、育児休業等の対象者、期間、手続等を定めることを目的とする。

(法令との関係)

第2条 育児休業等につき、この細則に定めのない事項については、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）、その他の関係法令の定めるところによる。

第2章 育児休業

(育児休業の対象者)

第3条 教職員のうち満3歳に満たない子を養育する者は、請求により当該子が3歳に達する日まで育児休業をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、育児休業および介護休業をする教職員の職務を代わって行うために、期間を定めて臨時に雇用された教職員は、請求時点において、子が1歳6か月に達する日までに雇用関係が終了することが明らかでない者に限り、育児休業をすることができる。

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、育児・介護休業法第6条第1項ただし書の規定に基づく労使協定により、育児休業の対象者から除外することとされた教職員は育児休業することができない。

(育児休業の請求手続)

第4条 育児休業（第10条第1項に規定する育児休業を除く。）の請求は、特別な事情がある場合を除き、当該子について2回までとする。ただし、保育所入所を希望しているが、入所できない場合は、この限りではない。

2 育児休業の請求は、育児休業を開始しようとする期間の初日（以下「育児休業開始予定日」という。）及び末日（以下「育児休業終了予定日」という。）を明らかにして、当該育児休業開始予定日の前日から起算して1月前の日までに、育児休業請求書により行うものとする。

3 当該育児休業の請求に係る育児休業開始予定日とされた日が当該育児休業の請求があった日の翌日から起算して1月を経過する日より前の日であるときは、当該育児休業開始予定日とされた日から当該1月を経過する日までの間のいずれかの日が休業開始日として指定される。

4 当該請求をした教職員は、事実を確認するために、証明書類の提出を求められることがある。

(育児休業開始予定日の変更)

教職員育児休業等細則

第5条 育児休業の請求をした教職員が、次の各号の一に該当する場合は、育児休業開始予定日の前日までに申し出ることにより、育児休業開始予定日を育児休業開始予定日とされた日より前の日に変更することができる。

- (1) 出産予定日前に子が出生したとき
- (2) 配偶者が死亡したとき
- (3) 傷病等により配偶者が子を養育できなくなったとき
- (4) 配偶者が子と同居しなくなったとき
- (5) 育児休業の請求に係る子が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったとき
- (6) 育児休業の請求に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないとき

2 前項による育児休業開始予定日の変更は休業1回につき1回に限るものとする。

3 前条第3項の規定は、育児休業開始予定日の変更について準用する。

(育児休業の請求の撤回等)

第6条 育児休業の請求をした教職員は、育児休業開始予定日の前日までに所定の申出書を提出することにより、育児休業の請求を撤回することができる。

2 前項により育児休業の請求を撤回した場合、当該育児休業の請求に係る子が3歳に達するまでの間について1回に限り再度の請求をすることができるものとする。

3 育児休業の請求がされた後育児休業開始予定日とされた日の前日までに、子の死亡等により当該育児休業の請求に係る子を養育しないこととなったときは、育児休業の請求はなかったものとする。

(育児休業の効果)

第7条 育児休業をしている教職員は、教職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

2 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

3 国立大学法人和歌山大学教職員給与規程（以下「給与規程」という。）第30条に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている教職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間を含む。）がある教職員には、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当を支給する。

4 給与規程第30条に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている教職員のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間がある教職員には、第2項の規定にかかわらず、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。

(育児休業終了予定日の変更)

第8条 育児休業の請求をした教職員が、育児休業終了予定日の1月前の日までに申し出ることにより、育児休業終了予定日を育児休業終了予定日とされた日以後の日に変更することができる。

2 前項による育児休業終了予定日の変更は休業1回につき1回に限るものとする。ただし、第4条第1項ただし書きのほか育児休業終了予定日の変更の申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより、当該育児休業に係る子について育児休業終了予定日の再度の変更をしなければ、その養育に著しい支障が生ずることとなるときは、この限りでない。

(育児休業の終了)

第9条 育児休業は、次の各号の一に該当する場合には、終了するものとする。

- (1) 育児休業終了予定日が到来したとき
- (2) 育児休業終了予定日の前日までに当該子が3歳に達したとき
- (3) 当該子の死亡等による育児休業消滅事由が発生したとき
- (4) 育児休業をしている教職員が産前産後休暇となったとき
- (5) 育児休業をしている教職員が新たな介護休業、育児休業又は出生時育児休業となったとき

2 前項の育児休業の終了日は、当該各号に掲げる日（第4号及び第5号に掲げる事由が生じた場合にあっては、その前日）とする。

3 育児休業をしている教職員は、第1項第3号の事由が生じた場合には、遅滞なくその旨を届け出なければならない。

第2章の2 出生時育児休業

(出生時育児休業の対象者)

第10条 教職員のうち、子の出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日まで（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては当該出生の日から当該出産予定日から起算して8週間を経過する日の翌日までとし、出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては当該出産予定日から当該出生の日から起算して8週間を経過する日の翌日までとする。）の期間内の子を養育する者（当該期間内に産後休暇を取得した者を除く。）は、請求により育児休業（以下「出生時育児休業」という。）をすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、育児休業および介護休業をする教職員の職務を代わって行うために、期間を定めて臨時に雇用された教職員は、請求時点において、子が出生した日又は出産予定日のいずれか遅い方から8週間を経過する日の翌日から6か月を経過する日までに雇用関係が終了することが明らかでない者に限り、出生時育児休業をすることができる。

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、育児・介護休業法第9条の3第2項の規定により準用した同法第6条第1項ただし書の規定に基づく労使協定により、出生時育児休業の対象者から除外することとされた教職員は出生時育児休業をすることができない。

(出生時育児休業期間)

第10条の2 出生時育児休業を取得できる期間は、子の出生後8週間以内のうち4週間（28日）を限度とした必要な期間とする。

(出生時育児休業の請求手続)

第10条の3 出生時育児休業の請求は、特別な事情がある場合を除き、当該子について2回までとする。ただし、出生時育児休業を2回に分割して取得する場合は初回の出生時育児休業請求の際にまとめて申し出ることとし、まとめて申し出なかった場合は、再度の請求を拒む場合がある。

2 第4条第2項から第4項の規定は、出生時育児休業について準用する。この場合において、「1月」とあるのは「2週間」と読み替えるものとする。

(出生時育児休業開始予定日の変更)

第10条の4 第5条の規定は、出生時育児休業について準用する。

教職員育児休業等細則

(出生時育児休業の請求の撤回等)

第10条の5 出生時育児休業の請求をした教職員は、出生時育児休業開始予定日の前日までに所定の申出書を提出することにより、出生時育児休業の請求を撤回することができる。

2 前項による出生時育児休業の請求の撤回は、1回の撤回につき1回休業したものとみなし、撤回した出生時育児休業を含め2回休業した場合は同一の子について再度請求をすることができない。

3 出生時育児休業の請求がされた後出生時育児休業開始予定日とされた前日までに、子の死亡等により当該出生時育児休業の請求に係る子を養育しないこととなったときは、出生時育児休業の請求はなかったものとする。

(出生時育児休業の効果)

第10条の6 第7条の規定は、出生時育児休業について準用する。

2 育児・介護休業法第9条の5第2項の規定に基づく労使協定の定めるところにより、出生時育児休業の請求をした教職員は当該申出に係る出生時育児休業期間において勤務することができる日（以下「勤務可能日」という。）を申し出ることができる。

3 前項の勤務可能日の範囲内で提示する日時について、出生時育児休業開始予定日とされた日の前日までに、出生時育児休業の請求をした教職員の同意を得た場合に限り、第7条第1項の規定にかかわらず職務に従事させることができるものとし、従事した期間の給与を支給する。

(出生時育児休業終了予定日の変更)

第10条の7 第8条の規定は、出生時育児休業について準用する。この場合において、第8条第1項中「1月」とあるのは「2週間」と読み替えるものとする。

(出生時育児休業の終了)

第10条の8 出生時育児休業は、次の各号の一に該当する場合には、終了するものとする。

(1) 出生時育児休業終了予定日が到来したとき

(2) 出生時育児休業終了予定日の前日までに当該子の出生の日の翌日（出産予定日前に当該子が出生した場合にあっては、当該出産予定日の翌日）から起算して8週間を経過したとき

(3) 出生時育児休業終了予定日の前日までに当該子の出生の日（出産予定日後に当該子が出生した場合にあっては、当該出産予定日）以後に出生時育児休業をする日数が28日に達したとき

(4) 当該子の死亡等による出生時育児休業消滅事由が発生したとき

(5) 出生時育児休業をしている教職員が産前産後休暇となったとき

(6) 出生時育児休業をしている教職員が新たな介護休業、育児休業又は出生時育児休業となったとき

2 前項の出生時育児休業の終了日は、当該各号に掲げる日（第5号及び第6号に掲げる事由が生じた場合にあっては、その前日）とする。

3 出生時育児休業をしている教職員は、第1項第4号の事由が生じた場合には、遅滞なくその旨を届け出なければならない。

第3章 育児短時間勤務

(育児短時間勤務の対象者)

第11条 教職員のうち小学校就学の始期に達するまでの子を養育する者は、当該子がその始期に達するまで、次の各号に掲げるいずれかの勤務の形態により、当該教職員が希望する日及び時間帯において勤務すること（以下「育児短時間勤務」という。）ができる。ただし、当該子について、既に育児短時間勤務をしたことがある場合において、当該子に係る育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しないときは、特別の事情がある場合を除き、この限りでない。

- (1) 週のうち日曜日及び土曜日を休日とし、休日以外の日において1日につき3時間55分勤務すること。
- (2) 週のうち日曜日及び土曜日を休日とし、休日以外の日において1日につき4時間55分勤務すること。
- (3) 週のうち日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうちの2日を休日とし、休日以外の日において1日につき7時間45分勤務すること。
- (4) 週のうち日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの5日間のうちの2日を休日とし、休日以外の日のうち、2日については1日につき7時間45分、1日については1日につき3時間55分勤務すること。

2 前項の規定にかかわらず、育児・介護休業法第23条第1項ただし書の規定に基づく労使協定に準じた労使協定により、育児短時間勤務の対象者から除外することとされた教職員は、育児短時間勤務をすることができない。

（育児短時間勤務の請求手続）

第12条 育児短時間勤務の請求は、育児短時間勤務をしようとする期間（1月以上1年以下の期間に限る。）の初日（以下「育児短時間勤務開始予定日」という。）及び末日（以下「育児短時間勤務終了予定日」という。）並びにその勤務の形態における勤務の日及び時間帯を明らかにして、当該育児短時間勤務開始予定日の前日から起算して1月前の日までに、育児短時間勤務請求書により行うものとする。

2 第4条第3項の規定は、育児短時間勤務の請求手続について準用する。

3 当該請求をした教職員は、事実を確認するために、証明書類の提出を求められることがある。

（育児短時間勤務開始予定日の変更）

第13条 育児短時間勤務の請求をした教職員が、次の各号の一に該当する場合は、育児短時間勤務開始予定日の前日までに申し出ることにより、育児短時間勤務開始予定日を育児短時間勤務開始予定日とされた日より前の日に変更することができる。

- (1) 出産予定日前に子が出生したとき
- (2) 配偶者が死亡したとき
- (3) 傷病等により配偶者が子を養育できなくなったとき
- (4) 配偶者が子と同居しなくなったとき
- (5) 育児休業の請求に係る子が、負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり世話を必要とする状態になったとき
- (6) 育児休業の請求に係る子について、保育所における保育の実施を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないとき

2 前項による育児短時間勤務開始予定日の変更は1回に限るものとする。

3 第4条第3項の規定は、育児短時間勤務開始予定日の変更について準用する。

教職員育児休業等細則

(育児短時間勤務の請求の撤回等)

第14条 育児短時間勤務の請求をした教職員は、育児短時間勤務開始予定日の前日までに所定の申出書を提出することにより、育児短時間勤務の請求を撤回することができる。

2 前項により育児短時間勤務の請求を撤回した場合、当該育児短時間勤務の請求に係る子が小学校就学の始期に達するまでの間について1回に限り再度の請求をすることができるものとする。

3 育児短時間勤務の請求がされた後育児短時間勤務開始予定日とされた日の前日までに、子の死亡等により当該育児短時間勤務の請求に係る子を養育しないこととなったときは、育児短時間勤務の請求はなかったものとする。

(育児短時間勤務にかかる給与規程上の効果)

第15条 育児短時間勤務を行う教職員（以下「育児短時間勤務教職員」という。）についての給与規程の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第5条第4項	第1号又は第2号に規定する休日	第1号又は第2号に規定する休日及び国立大学法人和歌山大学教職員育児休業等細則（以下「育休細則」という。）第16条の規定により読み替えられた勤務時間等規程第9条に規定する月曜日から金曜日までの5日間において設定された休日
第9条	決定する	決定するものとし、その者の俸給月額、その者の受ける号俸に応じた額に、育休細則第16条の規定により読み替えられた、勤務時間等規程第3条ただし書の規定により定められたその者の勤務時間を、同条本文に規定する勤務時間で除して得た数（以下「算出率」という。）を乗じて得た額とする
第12条第2項	決定するものとする	
第13条第3項	得た額	得た額（育休細則第15条に規定する育児短時間勤務教職員にあつては、算出率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）
第15条第2項	応じた額	応じた額（育休細則第15条に規定する育児短時間勤務教職員にあつては、その額に算出率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）

第16条	定める額	定める額（育休細則第15条に規定する育児短時間勤務教職員にあっては、その額に算出率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）
第21条第2項 第2号	定める額	定める額（育児短時間勤務教職員のうち、年間を通じて通勤に要することとなる回数を12で除して得た数が、10回に満たない場合は、次に定める額に100分の50を乗じて得た額）
第27条第1項	100分の125	100分の125（育児短時間勤務教職員が、育休細則第11条第1項各号により定められた勤務時間（以下「育児短時間勤務時間」という。）以外に勤務することを命じられた場合は、その命じられた勤務時間とその勤務をした日における育児短時間勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務の場合は100分の100）
	その割合に100分の25を加算した割合	その割合に100分の25を加算した割合（育児短時間勤務教職員が、育児短時間勤務時間以外に勤務することを命じられた場合は、その命じられた勤務時間とその勤務をした日における育児短時間勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務の場合は100分の125）
第28条第1項 及び第29条第1項	勤務時間等規程	育休細則第16条の規定により読み替えられた勤務時間等規程
第30条第2項 及び第32条第2項	割合	割合（育児短時間勤務教職員にあっては、勤務時間を考慮して国家公務員の例による割合）
第30条第3項 及び第32条第3項	俸給	俸給の月額を算出率で除して得た額
第30条第4項 及び第31条第3項	俸給の月額	俸給の月額を算出率で除して得た額

教職員育児休業等細則

第30条第5項	俸給月額	俸給月額を算出率で除して得た額
---------	------	-----------------

(育児短時間勤務にかかる勤務時間等規程上の効果)

第16条 育児短時間勤務教職員についての勤務時間等規程の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる勤務時間等規程の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条	とする。	とする。ただし、育児短時間勤務教職員にあつては、育休細則第11条第1項各号から選択された勤務形態による1週間当たりの合計時間とする。
	7時間45分	7時間45分（育児短時間勤務教職員にあつては、育休細則第11条第1項各号から選択された勤務形態により、勤務時間を割り振るものとする。）
第7条第1項	業務上の必要がある場合には	業務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合に限り
	教職員	育児短時間勤務教職員
第8条	必要がある場合には	業務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合に限り
第9条	とする。	とする。ただし、育休細則第11条第1項第3号又は第4号による勤務形態を選択した育児短時間勤務教職員にあつては、これらの日に加えて、月曜日から金曜日までの5日間のうち2日の休日設けるものとする。

第17条 前条の規定に関わらず、年次休暇の規定にあつては、勤務時間等規程の規定に関わらず国家公務員の例により個別に定めるものとする。

(育児短時間勤務終了予定日の変更)

第18条 育児短時間勤務の請求をした教職員が、育児短時間勤務終了予定日の1月前の日までに申し出ることにより、育児短時間勤務終了予定日を育児短時間勤務終了予定日とされた日以後の日に変更することができる。

(育児短時間勤務の終了)

第19条 第9条の規定は育児短時間勤務について準用する。この場合において第9条第1項第2号中「3歳」とあるのは「小学校就学の始期」とする。

第20条 (削除)

第4章 育児時間

(育児時間の取得対象者)

第21条 教職員のうち小学校第3年次の終期を経過するまでの子を養育する者は、請求に

より当該子が小学校第3年次の終期に達する日まで、1日の勤務時間の一部について勤務しないこと（以下「育児時間」という。）ができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、育児・介護休業法第23条第1項ただし書の規定に基づく労使協定により、育児時間の対象者から除外することとされた教職員は、育児時間の取得をすることができない。

（育児時間）

第22条 育児時間は、所定の勤務時間の始め又は終りにおいて、1日を通じて2時間（国立学法人和歌山大学教職員勤務時間及び休暇等細則第8条第1項第8号に規定する特別休暇を取得している教職員については、2時間から当該特別休暇の時間を減じた時間）を超えない範囲内で、30分を単位とした時間とする。

（育児時間の請求手続）

第23条 育児時間の請求は、育児時間を始めようとする日の前日から起算して1月前の日までに、育児時間請求書により行うものとする。

- 2 第4条第3項の規定は、育児時間の請求手続について準用する。

（育児時間の効果）

第24条 育児時間については、その勤務しない1時間につき、本学給与規程第34条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

（育児時間の終了）

第25条 第9条の規定は育児時間について準用する。この場合において第9条第1項第2号中「3歳」とあるのは「小学校第3年次の終期」とする。

（不利益取扱いの禁止）

第26条 教職員は、育児休業、出生時育児休業、育児短時間勤務及び育児時間を理由として不利益な取り扱いを受けない。

附 則

- 1 この細則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、「国家公務員の育児休業等に関する法律」（平成3年法律第109号）に基づく育児休業及び部分休業が承認されている教職員については、施行日以後も、第4条及び第11条による承認が得られているものとする。

附 則（平成16年8月26日一部改正：法人和歌山大学規程第323号）

この改正細則は、平成16年8月26日から施行する。

附 則（平成20年3月21日一部改正：法人和歌山大学規程第722号）

この改正細則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月24日一部改正：法人和歌山大学規程第909号）

この改正細則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年6月12日一部改正：法人和歌山大学規程第933号）

この改正細則は、平成21年6月12日から施行し、平成21年6月1日から適用する。

附 則（平成22年6月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1137号）

この改正細則は、平成22年6月30日から施行する。

附 則（平成29年9月29日一部改正：法人和歌山大学規程第1999号）

この改正細則は、平成29年10月1日から施行する。

教職員育児休業等細則

附 則（令和４年３月１６日一部改正：法人和歌山大学規程第２４０２号）
この改正細則は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和４年９月７日一部改正：法人和歌山大学規程第２４７０号）
この改正細則は、令和４年１０月１日から施行する。

附 則（令和７年３月２８日一部改正：法人和歌山大学規程第２８３１号）
この改正細則は、令和７年４月１日から施行する。